

婚姻届記入例

消せるボールペンは使用しないでください。

婚姻届

【届出日】
届出の日付を記入します。

令和6年4月1日届出
新潟県上越市長 殿

受理第	令和	年	月	日			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

【生年月日】
和暦(昭和、平成)で記入します。
西暦でもかまいません。

(よみかた)	夫になる人	妻になる人
(1) 氏名	この 太郎 氏 名	おつやま はなこ 氏 名
生年月日	大 6年5月5日	大 8年3月3日
(2) 住所	新潟県上越市本町三丁目 2 番地 26号 ハイツ上越101号	新潟県上越市柿崎区柿崎 6405 番地 1号
(3) 本籍	新潟県上越市木田一丁目 1 番地	新潟県上越市柿崎区柿崎 6405 番地 1号
父母及び養父母の氏名	父 甲野 春太 続き柄 長男 母 高田 夏子	父 乙山 秋平 続き柄 二女 母 乙山 冬美
養父母の氏名	養父 甲野 氏子 養子 養母	養父 続き柄 養母 養女

【住所】
婚姻届出をする時の
住民票の住所を記入します。
婚姻届出と同時に住所変更
(住民異動届)をする場合は、
新しい住所を記入します。

【父母の氏名・続き柄】
父母が死亡、離婚していても
記入します。
養子になっている場合は、
養父母も記入します。

【婚姻後の氏、新しい本籍】
右の①、②をご確認ください。

【同居を始めたとき】
同居や結婚式をしていない方は
空欄です。

夫妻それぞれの、同居前の世帯で
一番収入が多かった方の仕事に
✓をします。

【署名】
夫と妻が自分で書いてください。
押印は任意です。(なくてもかまいません。)

(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	新本籍 (左の○の氏の人ですすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)	新潟県上越市本町三丁目2 番地
(5) 同居を始めたとき	昭和 4年5月	結婚式をあげたとき、または同居を始めたときのうち早いほうを書いてください	
(6) 初婚・再婚の別	夫 <input type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 <input checked="" type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 離別	1年10月1日	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 離別
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業	
届出人署名	夫 甲野 太郎 印	妻 乙山 花子 印	
住所を定めた年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日	
連絡先	090-xxxx-0000 夫 携帯		

【連絡先】
日中連絡の取れる電話番号を必ず
記入してください。

お持ちいただくもの

窓口に来られる方の運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど
(顔写真のついた官公署発行の証明書など)

署名 (※押印は任意)	甲野 春太 印	乙山 冬美 印
生年月日	大 44年4月29日	大 48年7月20日
住所	新潟県上越市木田一丁目 1 番地 3号	新潟県上越市柿崎区柿崎 6405 番地 1号
本籍	新潟県上越市木田一丁目 1 番地	新潟県上越市柿崎区柿崎 6405 番地 1号

【証人】
18歳以上の証人が2人
必要です。
父母、兄弟、親戚、友人
など、どなたでも証人に
なることができます。

【署名】
証人が、自分で書いて
ください。
押印は任意です。

婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍

① 婚姻後の夫婦の氏

夫の氏 → 夫が新しい戸籍の筆頭者
 妻の氏

夫の氏 → 妻が新しい戸籍の筆頭者
 妻の氏

をいれた氏が、お二人の婚姻後の氏となります。

② 新しい本籍

の方が戸籍の筆頭者でない場合は、土地の地番や街区符号の表示(住所の「○番○号」の「○番」まで)を記入してください。

お届け時のご注意

③ 休日・夜間の提出

木田庁舎、浦川原区総合事務所、柿崎区総合事務所、板倉区総合事務所では、休日や夜間にも
お届けをお預かりしています。
書き漏れや書き間違いなどが無いよう、平日の日中に事前審査をおすすめしています。
また、日中連絡の取れる連絡先を必ず記入してください。

④ 住所変更

婚姻届出をされても、住所は変わりません。「住民異動届(住所変更)」の手続きが必要です。
平日の日中であれば、婚姻届出と同時に手続きいただけます。

必要なもの ①住民異動届(窓口、市HPにあります) ②転出証明書(他市町村から転入する場合)

⑤ 下記の場合はお問合せください

外国人と婚姻したい場合や、婚姻届の他に戸籍の届出をする(養子縁組など)場合